

日本統治下の朝鮮における

憲兵警察機構（一九一〇～一九一九年）

松 田 利 彦

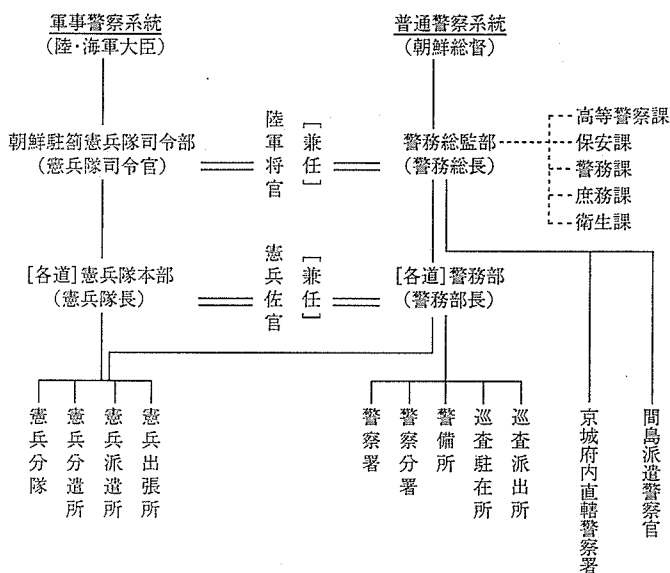
【要約】 本稿は、朝鮮植民地期初期の武断政治を象徴する憲兵警察機構を、当時期の植民地財政の緊縮と独立運動の後退という二つの規定要因に即して理解しようとした。憲兵警察機構は併合前後の短期間に人員の確保・末端機関の展開を完了したが、以後は財政条件に規定されその規模は停滞した。もともと、地方行政費をしのぐ予算が憲兵警察に投入された結果、実質的な地方支配者としての憲兵警察の地位は固まっていた。かかる治安体制は「平穩」な朝鮮には不要だとの批判を一部から受けるが、治安当局は独立運動の退潮を必ずしも楽観しておらず、むしろ韓末国権回復運動を根絶する過程で民衆掌握の必要性を再認識したのだった。高等警察を重視し、教育や宗教などの側面を中心に民衆生活への干渉を行った憲兵警察は、やがて第一次大戦期、ロシア革命や民族自決主義の影響を察知する。にもかかわらず一般民衆の経済的窮境を度外視し機構拡大の必要もさしあたって感じていなかった。憲兵警察機構は、かかる認識を三・一運動によって突き崩されていくことになる。

史林 七八巻六号 一九九五年二月

はじめに

日本が朝鮮を植民地化した初期の約十年間は「武断政治」期と呼びならわされている。武官専任の朝鮮総督に広範な権限が与えられていたとともに、憲兵警察制度によって植民地支配が支えられていたことに、この時期の支配様式の特徴があったからである。

図1 憲兵警察機構（概略図）



出典：朝鮮総督府『施政二十五年度史』（1935年）33頁の図を補訂した。

注：勅令第343号「朝鮮駐劄憲兵隊条例」公布（1910年9月10日）直後の組織を想定している。

一九一〇年六月二十九日、韓国併合（八月二十九日）に先立ち成立した憲兵警察制度は、憲兵隊と文官警察の二系統の統合という形をとりながらも、中央の警務総長、各道の警務部長を、それぞれ朝鮮駐劄憲兵隊司令官（陸軍将官）、同憲兵隊長（憲兵佐官）が兼任することで、文官警察官に対する指揮権を憲兵が独占的に確保していた（図1参照）。また、本来軍事警察を

担う憲兵には普通警察事務を遂行する権限が付与され、憲兵隊末端機関は警察官署として機能した。そして、開港地や鉄道沿線には文官警察が、それ以外の軍事警察上あるいは義兵鎮定上の重点地域には憲兵が、それぞれ配置されたが、実際には文官警察の管轄区域に比し憲兵が普通警察事務を行う区域の方がはるかに広大な面積を占めた^①。つまり、憲兵警察制度は、機構内での組織原則の面でも、朝鮮民族に対する支配の面でも憲兵が中枢的位置を占める、きわめて軍事色の強いものだった。今日、一九一〇年代の朝鮮支配様式は、「武断政治」よりも直截に「憲兵政治」と表現されることも少なくない。

このように朝鮮植民地支配における一時代を象徴するものとされる憲兵警察制度については、いくつかの専論^②も出され、植民地朝鮮の警察制度研究の中では比較的蓄積の多い分野となっている。これら先行諸研究

は、憲兵警察の暴力的支配の様相を具体的に解明することに力点をおき、一定の成果をあげてきた。しかし、これらの研究は、憲兵警察の苛烈な暴力性(筆者もこれを否定するものでは決していない)を強調するあまり、そのような憲兵警察機構が被っていた時代的制約——もしくはこれを規定した同時代の諸要因——への目配りを著しく欠くことになったのではないだろうか。

本稿では、憲兵警察機構のあり方を、武断政治期の政治的・経済的状况に即して理解するために、この時代に固有の二つの条件を考慮したい。

第一は、財政の状況である。韓国併合当時の日本経済は、外債の累積と国際収支の悪化により低迷しており、行財政整理による財政の緊縮は植民地経営においても大きな課題となっていた。このような状況が植民地治安維持機構の物質的基盤を制約することは論をまたないだろう。

第二に、一九一〇年代朝鮮の治安状況を視野に入れる必要がある。韓末以来の抗日義兵闘争や愛国啓蒙運動などの国権回復運動は、基本的に併合初期に鎮圧された。たしかにそれは、軍・憲兵警察の力によるところが大きかったが、反面、警察機構にもっとも直接的に対峙した独立運動が退潮していけば、かえって憲兵警察の存在意義が薄れていく——少なくとも治安目標の再構築を迫られる——という逆説も生じうるだろう。従来の研究は、憲兵警察成立の契機を義兵闘争の高揚という点から説明するが、その鎮圧後、いかなる治安目標が設定されたかは十分に明らかにしていない。

本稿は、これらの状況との相互関係の内に憲兵警察機構の実相を描くために、次のような構成をとっている。まず第一章では、同時代の憲兵警察制度批判論と朝鮮総督府側の対置した論理をあわせ見ながら、先述の諸条件を具体的に検討する。以下、第二章では、主として財政状況を念頭におきながら憲兵警察機構が構築した体制を検討し、第三章では、憲兵警察の治安目標もしくは治安認識を独立運動の消長と関連づけながら考察する。最後に、武断政治末期に生じた朝鮮社会の変動、総督府財政の拡大などが、憲兵警察機構に及ぼした影響を第四章で扱う。以上の作業によって、憲兵警察機構の

実態はかりでなく、一九一〇年代の朝鮮社会の様相についてもいくつかの新事実が提示されるだろう。

凡 例

- 1 韓国「併合」、「満洲」、「京城」（現ソウル）などの括弧は省略した。
- 2 資料の引用にあたっては、平仮名・片仮名は原文のままとし、漢字は当用漢字に改めた。また、引用文中の……は引用者による略記を表す。

3 本稿では次のような略記を用いている（これ以外の略記は適宜示す）。

- ・『朝鮮新聞』一九一四年一月二〇日付↓『朝鮮新聞』（14・1・20）。書簡、帝国議会議事録等の日付も同様に略記する。
- ・第三〇議会議院予算委員会第四分科会第四回↓三〇・衆・予算委第四分科会（四）。
- ・『朝鮮駐劄憲兵隊資料』（法政大学附属図書館多摩分館所蔵）↓『憲兵隊資料』。

① 糟谷憲一「アジアの民族運動と日本帝国主義」（『講座日本歴史』第九巻、東京大学出版会、一九八五年）一二六頁。

② 植民地期を主たる対象とする研究のみあげる。対馬郁之進「朝鮮に於ける憲兵警察統一制度の考察」（一）（二）（『法学論叢』第四九巻第四、六号、一九四三年一〇、一一月）、李瑄根「日帝総督府の憲兵政治」思想彈正（『韓国思想』第八輯、一九六六年六月）、姜徳相「憲兵政治下の朝鮮」（『歴史学研究』第三二二号、一九六七年二月）、李炫熙「三・一運動以前 憲兵警察制の性格」（『三・一運動五〇周年記念論集』東亜日報社、一九六九年）、金龍徳「三・一運動以前」管刑」（同前）、李延諷「日帝の 憲兵警察小考」（『李瑄根博士回甲紀』

念韓国学論集一九七四年）、孫禎睦「日帝侵略初期 總督統治体制下の憲兵警察制度」（『ソウル市立大学首都圈開発研究所研究論叢』第一集、一九八三年一一月）。また、植民地期全体における警察機構の概観としては、並木真人「民族運動・警察」（一）（村上勝彦ほか「植民地期朝鮮社会経済の統計的研究」（一）所収、『東京経大学会誌』第一三六号、一九八四年六月）、Ching-chih Chen, "Police and Community Control Systems in the Empire", in R. H. Myers and M. R. Peattie eds., *The Japanese Colonial Empire, 1895-1945* (New Jersey, Princeton University Press, 1984) 212頁「植民地統治下の警察」『歴史批評』第二四号（一九九四年二月）などがある。

一 憲兵警察制度をめぐる諸条件

武断政治期における朝鮮警察は、単に植民地支配の武力的基盤という一般的意味あいを超えて、以後の時代にはみられ

ない、朝鮮統治システムとの深い結びつきをもっていた。

第一に、憲兵警察制度は本来軍事警察官である憲兵を中軸とした機構であったために、その(普通警察事務に関する)指揮監督官たる朝鮮総督は武官である必要があった。すなわち、武断政治を特徴づける憲兵警察制度と武官総督専任制度とは不可分の関係にあった。一九一三年秋以来、第一次山本権兵衛内閣において植民地総督官制の改革の企図が生じた際、

「文官総督にては之を指揮し難き関係あるを以て、結局憲兵制度の廃止を見るべし」(『朝鮮新聞』14・1・20)との動きが連動して起こったのは当然だった。かつて、憲兵警察制度創設を自ら主導した朝鮮総督寺内正毅がこの動きに強い抵抗感を示したのはいうまでもない。

第二に、このように武官総督と憲兵隊が直結して事実上の「軍政」体制を作ったことは、朝鮮支配機構総体のなかで憲兵警察機構の地位を隔絶して高いものにした。人材や発言力において「警務総監部と相拮抗し得るもの他の各部を一括するも猶且つ及ばざる感あり」と評され(『朝鮮新聞』12・10・17)、また初代憲兵隊司令官(『警務総長』明石元二郎は寺内総督に次ぐ「副総督」と称されその実権は政務総監山県伊三郎をも圧していたという)②。

第三は、寺内の大陸政策構想と関連する。寺内は一九一〇年代初めより、朝鮮と満洲における鉄道経営・金融機関などの一体化を構想し、明石もこれを支持していた。③寺内の首相就任(一六年一〇月)後、この構想が具体性を増したとき、その眼目の一つには憲兵警察制度を関東州に敷衍し施行することが含まれていた。④憲兵警察制度は、少なくとも一時期、寺内の「満韓一体化政策」の一環をなしていたのである。

このように憲兵警察制度は当時期の朝鮮支配政策・構想の重要な一角を占めた。にもかかわらず、この時代においては憲兵警察制度の存続・拡大に対し抑制的な要因が存在した。

まず、財政状況について見よう。日露戦後、第一次大戦期まで続いた日本本国の財政緊縮方針は、植民地経営にも波及した。朝鮮総督府財政は、本国からの経費節減要求にさらされ続け、本国一般会計から総督府特別会計への補填を断ち切

らんとする「財政独立計画」に拘束された。その結果、武断政治期においては、行政機関の拡張や交通機関の整備などを十分に進めることができなかった。^⑤ また、朝鮮問題を必ずしも多くは取り上げなかった同時代の日本言論界にあって、併合により本国財政と直結することになった朝鮮財政の問題には比較的関心を寄せ、植民地の行政整理を促す圧力となった。^⑥

朝鮮警察機構もこうした制約を当然被ることになった。憲兵警察関係の歳出は三つの費目から構成される。朝鮮人憲兵補助員を除く朝鮮駐劄憲兵隊の経費（「憲兵費」）は陸軍省から本国一般会計を通じて、憲兵補助員の経費（「憲兵補助員費」）は朝鮮総督府特別会計臨時部から、文官警察関係経費（「警務費」）は総督府特別会計経常部から、それぞれ支出された（ただし、一九二一年一月、憲兵が普通警察事務を行うための所要経費は警務費の支弁とする旨、陸軍省経理局・朝鮮駐劄憲兵隊司令部・警務総監部・度支部の間で協定され、一九九年度まで毎年三万ないし五・二万円が警務費の支弁となった）。これら三種の歳出を、判明する限りでまとめると、表1のようになる。

総督府財政は一九一八年度から全体的に拡大するが、それ以前の傾向を同表から読みとってみよう。まず憲兵費は一九一三年度分までは経常費支弁しか明らかでないが、臨時費を含めても増加傾向にあったとは考えにくい。^③ 一四年度以降も二五〇万円前後で大きな変動はない。憲兵補助員費は概ね一〇〇〇～一〇一〇万円の範囲におさまリ、顕著な伸びは認められない。警務費については、併合直後の一九一〇年度から一一年度にかけて約五〇万円の予算増加があるが、それ以降一七年度までは一年度予算を基準にすると最大でも七％増（二六年度）であり、微増にとどまったというべきだろう。

このように少なくとも一八年度以前まで停滞傾向にあった予算は、憲兵警察機構をどのように規定したのか。まず当然のことながら憲兵警察の量的拡大が抑制された。次章でみるが、特に人員面での肥大化には厳しい歯止めがかけられたのだ。しかし反面、量的拡大が抑制されたことが直ちに憲兵警察機構の存在自体を否定したわけではなかった。総督府は、憲兵警察機構を「安上がり」の治安維持機構としてその費用節減効果を強調したからである。

帝国議会衆議院における高木正年（国民党）と政府委員の議論にそれが現れている。民党的立場からの軍事費削減という、

表1 憲兵警察関係歳出予算（1910～19年）

（単位：円）

年度	本国一般会計	朝鮮総督府特別会計		計
	憲兵費	憲兵補助員費	警務費	
1910	816,937*	1,143,320	2,896,232	
11	785,757*	1,051,256	3,444,151	
12	782,181*	1,033,675	3,496,196	
13	783,340*	1,138,690	3,353,806	
14	2,524,739	1,110,391	3,472,841	7,107,971
15	2,437,937	1,104,429	3,522,931	7,065,297
16	2,445,669	1,104,429	3,695,987	7,246,085
17	2,456,616	1,104,429	3,591,820	7,152,865
18	2,469,749	1,177,104	4,357,114	8,003,967
19	2,511,045	1,289,567	13,950,797	17,751,409

出典：筋瀬徳松「韓国併合後に於ける朝鮮警察費予算の沿革」（『警務彙報』第181号，1920年6月）。1910年度分については，朝鮮総督府財務局編『朝鮮金融事項参考書』（朝鮮経済協会，1923年）280～281頁，『官報』（11・2・4）も参照した。また，筋瀬論文では不明とされている1910～1913年度分の憲兵費を「陸軍省所管経費部局仕訳予算書」（『予算案』国会図書館法令議会資料室所蔵，所収）によって補った（*）。ただし*は経常費支弁分のみであり，臨時費支弁分は独立した費目として示されていないので金額を明らかにできない（1913年度予算まで朝鮮駐節憲兵隊関係費は，本国一般会計経常部の「憲兵費」と同臨時部の「朝鮮派遣部隊費」の中から支出されており，14年度にいったん前者に一元化された）。

注1：数字はいずれも当初予算と追加予算の合計額。

2：警務費は，筋瀬論文では「諸支出金」「修繕費」「新営費」等を含み，『予算案』の数字と異なる。表は筋瀬論文の数字を採っている。

3：1910年度予算は併合前（韓国政府会計）と併合後の合計額。併合後分のみは，憲兵補助員費－163,330円，警務費－484,452円。

4：1913年度の憲兵補助員費，15年度の憲兵費が筋瀬論文では，それぞれ1,110,391円，2,524,739円となっているが，『予算案』と一致しないので誤りと考え表のように改めた。

5：1919年度予算は，警察制度改編前と改編後の合計額。制度改編後，憲兵補助員費は打ち切られるが表には当初予算全てを載せてある。なお，筋瀬論文では1919年度の合計額が16,754,866円となっているが，誤りと考え訂正した。

憲政本党→国民党（非改革派）の伝統的主張を持論とする高木は，一九一〇年代にはそれを憲兵警察機構の縮小もしくは撤廃という政策論と結びつけ，武断政治期を通じて議会においては憲兵警察制度に対する最も積極的な批判者となっていた。⑨例えば，高木は朝鮮駐節憲兵隊には朝鮮駐節軍一個師団に匹敵する経費がかかっており，削減の余地がありはしないかと指摘する（三〇・衆・予算委第四分科会（四），13・3・8）。これに対し，政府委員（総督府度支部長官荒井賢太郎，陸軍次官岡市

之助）は次のように反論する。

憲兵警察制度の方が普通警察制度より「却テ経済的」である。朝鮮における憲兵上等兵と巡査の一人当たりの俸給を比較すると、各々月三七円、四二円で、前者の方が安いからだ。仮に憲兵警察制度を普通警察制度に改めても、軍事警察を担当するための憲兵が依然若干は必要だから、それではむしろ「費用が嵩ムデアラウ」と。同様の論法は同議会での金尾稜敵（国民党）に対する荒井の答弁にも見られる（予算委第七分科会（一）、13・3・4）。また、寺内も、山本内閣の朝鮮警察制度改編の動きに反対した際、憲兵警察制度の「経費少くして効果多し」という特徴を強調する談話を発表している（『朝鮮新聞』13・11・26）。確かに、人員面では文官警察官を常に上回っていた朝鮮駐劄憲兵隊（憲兵補助員を含む）は、前掲表1からわかるように所要経費ではほぼ同等だったから、このような総督府側の立論に根拠がなかったわけではない。

加えて、総督府財政の中で警察関係費が占めた割合は相対的にはそれほど小さくない。武断政治期における総督府特別会計予算額を累計すると、警務費・憲兵補助員費の割合は、地方行政費とほぼ同一（約7%）となる^⑩。先述のように、憲兵警察機構にはこれ以外に本国一般会計からの支出（憲兵費）が投入されていたから、財政面でみても武断政治下の朝鮮では、警察機構が地方行政機構にまさるとも劣らぬ位置を占めた。それが地方行政における「警察万能」の実態を保証したことは次章で確認したい。

さて、憲兵警察機構を規定した状況の第二として朝鮮独立運動の動向をみよう。保護国期において主要な治安目標とされ憲兵警察制度の創出を導くことにもなった義兵闘争は、一九〇九年末の「南韓暴徒大討伐作戦」、一九一一年秋の憲兵警察と朝鮮駐劄軍合同の義兵掃討作戦等により、次第に沈黙しつづつあつた^⑪。また、併合以前活発に展開されていた愛国啓蒙運動も政治結社の全面禁止、新聞・雑誌の強制廃刊等により活動困難な状況におかれた。内外の秘密結社を通じた運動が根強く続けられていたとはいえ、総督府は「朝鮮全土ハ新政ノ普及ト相俟テ愈平穩ニ帰シ」たことをしきりに誇った。

しかし、かかる「平穩」の状況を強調すればするほど、強大な警察機構の必要性には疑問が投げられることになる。国

民党系の評論家鵜崎鷺城が、「寺内は併合以来今日に至るまで極めて静穩の状態にありと声明しながら、依然として彼が如き警備を続行するは益々自家撞着に陥れるものなり」^⑮と評したのは、まさにこの点を突いたものだった。財政面からの憲兵警察制度批判論も朝鮮の安定化という認識を根底にもつものであり、先述の高木の場合、「朝鮮ハ今日既ニ合同サレマシテ戰時狀態ヲ脱シテ居リ」「最早ヤ憲兵ヲ以テ守備兵ニ代ルガ如キ必要ハナイ」との判断が前提にあった(三〇・衆・予算委第四分科会(三)、13・3・7)。

総督府当局はこのような声に対し、憲兵警察が平時の治安維持力としても過剰ではない、むしろ不足気味だという点を強調した。先の高木の議論に対しては、政府委員(岡市之助陸軍次官)は、一平方里当たりの警察官の人数は、朝鮮で〇・九人、台湾で四・〇人、本国で一・六人という数字をあげている。財政事情のために人員増加が抑制されていたこともあり、総督府警察官僚は、しばしば同様の数字をあげ朝鮮警察力の増強の必要を説いた。^⑯

こうした認識は、また、現行水準の警察力をもって初めて朝鮮の「平穩」を保ちうるという情勢判断と表裏をなすものだろう。朝鮮の「平穩」を安定的なものと見ないような弱腰の発言を総督府当局者自身が口にすることは稀だったが、在朝日本人の中にはそのような認識を明確に表明する者もいた。武断政治の施策全般について総督府寄りの立場が濃厚だった『朝鮮新聞』は、「警務機関を緩め警備機関を撤せば能く現情を保つ能はざるは明かなるべし」と考えていた(13・5・2)。また、山本内閣の植民地官制改革案に反対した『朝鮮公論』も、朝鮮人中の「頑冥にして飽くを知らざる或者は今尚ほ独立を夢みつゝ」あることを指摘し「若し今にして治安の維持を弛うせば其結果は如何、想見するだに憂慮に堪へず」として、憲兵警察制度の存続を主張した。^⑰

ところで同時代に指摘されていた憲兵警察制度にかかわる問題点は、以上にみた①財政論や②治安状況と関連するものとどまらない。憲兵警察批判論は、これ以外に、③支配機構内の文武官対立、④憲兵警察の言論活動等への干渉・弾圧、⑤下級憲兵警察官の不品行、などの側面からも取り上げられた。しかし、①②の批判論が、先述のようにある程度、憲兵

警察機構の構造的改編を求める論理を提示しえたのに対し、③の場合、三・一運動期において憲兵警察制度から普通警察制度への転換がなされる伏線としては重要な意味あいはあるものの、武断政治期において顕在化していたとはいえない^⑮、④⑤は憲兵警察制度の運用上の改善を求める議論にとどまった。

さらにいえば、いずれの論点にせよ、憲兵警察制度への——ひいては朝鮮武断政治への——同時代の日本人の関心はいたって低調だった。併合直後は朝鮮経営をめぐる議論が新聞の社説や雑誌にぎわし、朝鮮総督の強大な権限や言論弾圧への批判も現れたが、朝鮮支配を支える警察機構については全く言及が見られなかった。以後、武断政治期を通じて批判精神を欠く植民地政策論が散見される中、憲兵警察の暴虐に目を向けえたのは、中野正剛や吉野作造らの少数に限られた。^⑯

また、政党勢力による朝鮮支配政策への関心は、併合直後と一九二二年末からの第一次憲政擁護運動の時期に、ある程度盛り上がりを見せたが、持続的関心が払われていたとはいえない。憲兵警察制度に対し批判を行った政党人は個別には必ずしも少なくなかったが（一九二一年の各回議会衆議院の本会議・委員会で質疑や質問書を通じ憲兵警察機構の縮小・改編を要求した議員はのべ二七名を数える）、継続してこの問題を取り上げたのが先述の高木だけだったこと、最も集中的に議論が起ったのは三・一運動勃発以後だったことなど、やはり大きな限界があった。

それでは、結局、財政・治安状況などからの問題点とそれを投影した批判論が、憲兵警察機構の改編もしくは規模の縮小をもたらす可能性は、現実には皆無だったと考えるべきなのだろうか。本国陸軍省の動向を検討してみると、そのようにも言いがたい。

陸軍省内部では、併合直後から「朝鮮駐節憲兵条例」の文案を検討しており、一九一〇年九月一日公布の同条例によつて、朝鮮駐節憲兵隊に普通警察職務を遂行する権限を付与したが、その過程では、憲兵警察制度を暫定的なものにとどめようとする意見書が出され、岡市之助軍務局長、秋山雅之助・吉村八十三参事官などの間で回覧されている^⑰。意見書によれば、一九〇七年以来、朝鮮駐在憲兵隊の職務は治安維持を主、軍事警察を従としていたが、これは普通警察の未整備

による「臨機ノ処置ニ出ツルモノニシテ将来ニ向テ永ク継続スヘキ制度ニアラス」、「朝鮮ニ於ケル警察制度ヲ確立スルニ当リテハ同地駐劄憲兵モ成ルヘク本来ノ系統ニ復セシムルヲ至当ナリトス」とされている。この意見書は、制度改編の場合の朝鮮駐劄憲兵条例の具体的な条文改正案も二通り用意している。警察力の普及次第では、憲兵警察制度の改編に対する考慮の余地を生じる可能性があったのである。

そして併合後、議会に政府委員として答弁に立った陸軍大臣・陸軍次官の多くは、実際に憲兵警察機構の縮小ないし改編を示唆している。石本新六次官は、陸軍臨時費に基づき派遣した憲兵(三五〇三名の内二六九七名)について、直ちには撤退させかねるが「今日ノ状況ガ一変致シマスレバ廃メル筈」だと述べている(二七・衆・予算委第四分科会(四)、11・2・1)。また山本内閣の陸相桶瀬幸彦は「朝鮮ノ憲兵ナルモノハ殆ド総督府ノ御用ヲシテ居ルノデアリマシテ、陸軍当局者カラ見マシタナラバ……多数ノ憲兵ハ必要デハアリマセヌ」と明言し、憲兵削減につき総督府と交渉中だとしている(三一・衆・予算委第四分科会(六)、14・2・5)。一九一五年には陸軍念願の朝鮮二個師団増設が決定したが、「師団増設ガ行ハレマスレバ、多少ノ憲兵ヲ減ズルコトガ出来ルダラウ」という見通しも示されている(三九・衆・予算委第四分科会(一)、17・7・2、大島健一陸相の答弁)。

これらは、総督府官僚の「十分ナル威力ヲ持ッテ居リマス憲兵ノ制度ガ、非常ニ必要ヲ感ジテ居ル」(三九・衆・予算委第二分科会(二)、17・7・3、鈴木稔度支部長官の発言)との断固とした姿勢と明らかに異なっており、多数の憲兵を常駐させるのは総督府側の都合だという陸軍側の指摘を裏づけるが、陸軍のこの態度は何に起因するのか。推測の域を出ないが、そこには財政・治安状況が大きく影を落としていたように思われる。陸軍省の支出する朝鮮経営費は二個師団増設が決定する一九一五年まで削減の一途をたどっており(本章注⑧参照)、その後も「将来ハ軍事費一部ノ財源ハ之ヲ朝鮮、台湾等ノ特別会計中ニモ之ヲ発見スルコトヲ努メサルヘカラス」^⑩との声が軍内には存在した。朝鮮経営費としての支出の内、少なからぬ部分(一九一四年で約四割)を占めた憲兵費も当然削減の対象として考慮されたのではないだろうか。また、「今日

ノ状況が一変致シマスレバ」憲兵隊の縮小もありうる、という併合初期の石本次官の前掲答弁などは、治安状況の安定化と憲兵隊削減の可能性とが結びつけられて考えられていたことを窺わせる。

二個師団増設問題などに示されているように陸軍が朝鮮を大陸への橋頭堡として位置づけていたことは間違いないが、彼らが植民地朝鮮の安定的支配のために憲兵警察制度の現状維持を必須と考えていたかどうかには、疑問が感じられる。

もちろん日露戦争前後に陸軍指導者としての実権を確立し、特に韓国併合後一年間は陸相と朝鮮総督を兼任し陸軍省・総督府の双方に支配力を貫徹しえた寺内にとって、省内の憲兵隊縮小論を抑えることは難しくはなかったろう。また、議会における陸軍の答弁は将来の憲兵隊縮小をほのめかす程度であり、前掲表1によっても実際に憲兵費が削減されているのかどうか定かではない。しかし、長州閥に属する石本や大島が議会で憲兵隊縮小を公言していたことが、全く寺内の預かり知らぬものだったとは考えられない以上、憲兵警察制度支持者たる寺内も、陸軍内の憲兵隊縮小論とその背景にある財政状況等を一定顧慮せねばならぬ立場にあったことを推測させる。寺内の残した一九一二年のメモ中には、「警務部ノ三種アル経費ヲ可成ハ併合シテ一欸ト為ス事」^⑧とあるが、これはおそらく、憲兵費を陸軍省から支出するのをやめる方向を示唆しているものだろう。この点はお後日の考究を要する。なお、武断政治末期、寺内に次ぐ陸軍長州閥指導者として台頭した田中義一のもともでも、改めて憲兵警察制度改編・縮小論の可能性が検討されることになる（第四章で後述）。

以上に見たように、第一に、当時の本国・総督府の緊縮財政は、憲兵警察機構の量的拡大を抑制するが、他方で、総督府側にとって、「安上がり」な治安維持装置という、制度存続のための理由づけを可能にした。また、警察関係費の伸びが抑えられたことは、一面では、地方行政費などに比べ相対的に高い水準の予算を確保しつづけたという性格ももっていた。第二に、独立運動の退潮という状況は、朝鮮に配備された警察力を過剰と見なす批判を生じさせたが、総督府は、平時であっても現行水準の維持を必要と見なす立場から、独立運動の表面的鎮静と警察力の規模縮小とを直結させることを拒んでおり、一部在朝日本人もそれに与した。

- ① 山本内閣期における植民地官制改革は、内閣成立に先立つ第一次憲政擁護運動における産業ブルジョアジーの植民地政策批判を受け、同内閣を支えた政友会幹部原敬の「内地延長主義」を投影しながら進められたが、一四年初めのシーメンス事件に伴う同内閣の崩壊により挫折した(春山明哲「近代日本の植民地統治と原敬」春山・若林編『日本植民地主義の政治的展開』アジア政経学会、一九八〇年、四三～四六頁、李榮娘「第一次憲政擁護運動と朝鮮の官制改革論」『日本植民地研究』第三号、一九九〇年八月)。この過程における憲兵警察制度改編の動きについては、拙稿「日本統治下の朝鮮における警察機構の改編」(『史料』第七四巻第五号、一九九一年九月)七六～七七頁。
- ② 鶴崎鴎城「薩の海軍・長の陸軍」(政教社、一九二一年)一七六頁、宮崎瀧川「総理たるべき寺内総督」『大国民』第五二号、一九二二年一〇月)五〇頁。
- ③ 北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』(東京大学出版会、一九七八年)一五～一六頁。
- ④ 同前、二六四～二六五頁。寺内側近の児玉秀雄(元総督府総務局長、寺内内閣の内閣書記官長)も同様の構想を語っている(『毎日申報』17・8・3)。
- ⑤ 堀和生「朝鮮における植民地財政の展開」(飯沼・姜編『植民地期朝鮮の社会と抵抗』未来社、一九八二年)一九八～二〇四頁。
- ⑥ 姜東鎮「日本言論界と朝鮮」(法政大学出版局、一九八四年)八八～九三頁。
- ⑦ 従来の研究はこの点にほとんど注意を払っていない。総督府特別会計に属する憲兵補助員費と警務費のみを取り上げ、教育費の水準と比較したり一九二〇年代の普通警察制度下の警察関係費と比較したりするのは(李延護、前掲論文、一八四頁、並木、前掲論文、九二頁)、秘密さを欠く。なお、これらの依拠する、朝鮮総督府『朝鮮総督府統

- 計年報」各年版所載の警察関係費は衛生費・營繕費などを含まないため、本稿表1とは数字が一致しない。
- ⑧ このように判断するのは以下の理由による。(一)朝鮮駐劄憲兵隊の派遣費を含む陸軍省支出朝鮮経営費全体が、一九一〇年から一四年にかけて九五一万円→六五二万円と大幅に減っている(数字は決算ベース。朝鮮総督府財務局編、前掲『朝鮮金融事項参考書』二八四頁)。(二)高木正年の質疑(三〇・衆・予算委第四分科会(四)、13・3・8)は、一九一三年度予算案中、朝鮮憲兵費(經常費・臨時費合計)は三一八万円としており、表1とあわせ少なくとも三年度から一四年度にかけては憲兵費は減少していることが判る。
- ⑨ 高木の憲兵警察制度批判の背景は、横山健堂編『高木正年自叙伝』(代々木書院、一九三二年)等によっても明らかでないが、「朝鮮へ行クト、何ダカドウモ厭ヤナ感ジノ起ル」云々の議会発言(三〇・衆・予算委第四分科会(三)、13・3・7)から察するに、実地に憲兵政治を見聞したことが背景にあるように思われる。
- ⑩ 金玉根『日帝下朝鮮財政史論攷』(潮閣、一九九四年)六六頁。
- ⑪ 朝鮮総督府『朝鮮統治三年間成績』(一九一四年)八～九頁。
- ⑫ 朝鮮総督府『朝鮮総督府施政年報』一九一一年版(一九一三年)六八頁。
- ⑬ 鶴崎、前掲書、一六九頁。
- ⑭ 中野有光(警務総監部警務課長)「朝鮮に於ける警察機関」(『朝鮮及満州』第五五号、一九二二年七月)、山形閑(警務総監部高等警察課長)「朝鮮に於ける警務機関」(『朝鮮公論』第一巻第七号、一九一三年一〇月)、立花小一郎(警務総長)「警務機関の配置及編成に就て」(『朝鮮彙報』第二号、一九一五年四月)など。
- ⑮ 牧山耕三「朝鮮の治安維持と警務機関の組織を論ず」(『朝鮮公論』第二巻第一号、一九一四年一月)五～六頁。もっとも、在朝日本人経

宮の新聞・雑誌全てが憲兵警察制度支持を表明していたわけではない。『京城新報』は併合当初より警察権の拡大を審戒しており（10・9・23）、^⑮憲兵警察制度成立一周年に際しては、現行制度を改め道長官に警察権を付与するよう求めた（11・7・1）。同紙は一二二年二月強制廃刊に処された。また、『朝鮮』（後雑誌『朝鮮及満州』）を主宰する釈尾東邦は、憲兵警察が言論・出版に対する取締を緩和することを主に要求した（『朝鮮』第四〇号、一一年六月、『朝鮮及満州』第八二号、一四年五月、同前第一〇六号、一六年五月ほか）。なお本文にあげた『朝鮮公論』の社長牧山は、一九一五年に衆議院議員に当選した後、第三九議会で憲兵警察制度の縮小もしくは撤廃を求めている（東洋拓殖株式会社法中改正法律案外一件委（七）、17・7・6）。

^⑮ 前掲、拙稿、七五～七九頁。

二 治安維持体制の確立

憲兵隊司令官明石元二郎は併合以前から、義兵鎮圧後を展望し治安維持にとどまらない広範な職務を憲兵に担わせようとする地方支配構想を抱いていた。^⑯この構想は早期に実現された。すなわち、憲兵警察機構は成立後比較的短期間に拡大し、以後相対的な安定期に入ったのである。しかし、それは前章にみた諸条件とりわけ財政状況に規定され、いくつかの問題点を有してもいた。

憲兵警察機構の人員・機関の数量的側面に即して、機構の規模の動向を検討してみよう（表2）。人員数については、『朝鮮総督府統計年報』の数字は一九一〇年末から翌年末にかけて大幅な拡張があったとし、多くの研究もこれに依拠して武断政治期に憲兵警察官は着実に増強されたと主張する。しかし、それは事実と反する。

既に中塚明氏が簡単に指摘しているように、『朝鮮総督府統計年報』記載の一九一〇年の憲兵・同補助員数は、前年の

^⑰ 姜東鎮、前掲書、第一、二章、松屋尊允『大正デモクラシー』（一九七四年、岩波書店同時代ライブラリー版、一九九四年）二八四～二九四頁。

^⑱ 「朝鮮駐衛憲兵条例制定ノ件」（陸軍省『密大日記』M四三一、防衛庁防衛研究所図書館所蔵）。

^⑲ 宇部宮太郎「秘 欧州戦乱ニ鑑ミ將來国軍ノ施設ニ対スル意見」（上原勇作関係文書研究会編『上原勇作関係文書』東京大学出版会、一九七六年、一〇一頁）。この意見書は、一六年初め大島健一陸相に提出されたもので、一八年五月一三日付の上原勇作宛宇部宮書簡に同封されている。

^⑳ 山本四郎編『寺内正毅関係文書』（京都女子大学、一九八四年）七〇頁。

数字(六七六一名)と比較すると著しく低く、信用しがたい。また李延馥前掲論文も同様の理由から一〇年の憲兵補助員数に疑問を投げかけている。^② たしかに、併合の行われた時期は、義兵鎮圧のための憲兵の投入が続けられた一九〇七年以来の過程の最終段階に当たるから、一九一〇年に憲兵が全体で文官警察官の半数以下となっていることは不自然だといわなくてはならない。では、一九一〇年の憲兵警察はどの程度の規模で、武断政治期における人員数の推移はどのような傾向にあったと見るべきなのか。

併合直前の一〇年六月、寺内統監が憲兵一千名の増強を本国政府に要請した際には、現有人員を警察官五千二百余人の他「憲兵二千三百余人憲兵補助員四千五百人」と伝えていた^③から、統計のとられた一〇年末、憲兵隊には増強分を含めた憲兵三三〇〇名、憲兵補助員四五〇〇名、計七八〇〇名程度

表2 憲兵警察人員・機関数(1910~18年)

(単位:人員=人,機関=箇所)

年	普通警察事務を行う憲兵			文官警察官		A欄と C欄の 重複分 〔D〕	計	
	人 員		機関 〔a〕	人員 〔C〕	機関 〔b〕		人 員 〔= A + B + C - D〕	機 関 〔= a + b〕
	憲兵〔A〕	憲兵補助 員〔B〕						
1910	1,007	1,012	654	5,694	481	14	7,699	1,135(100)
11	3,296	4,453	935	6,007	678	14	13,742(100)	1,613(142)
12	3,296	4,473	956	5,397	692	14	13,152(96)	1,648(145)
13	3,355	4,603	969	5,736	731	14	13,680(100)	1,700(150)
14	3,345	4,626	1,009	5,661	739	14	13,618(99)	1,748(154)
15	3,302	4,627	1,035	5,572	738	14	13,487(98)	1,773(156)
16	3,384	4,657	1,056	5,621	731	14	13,648(99)	1,787(157)
17	3,395	4,737	1,070	5,435	746	14	13,553(99)	1,816(160)
18	3,377	4,601	1,110	5,402	751	14	13,366(97)	1,861(160)

出典:朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報』各年版により作成。

注1:「普通警察事務を行う憲兵」欄の、人員は将校、准士官、下士、上等兵の合計、機関は憲兵隊司令部、憲兵隊本部、憲兵分隊、憲兵分遣所(18年は憲兵駐在所)、憲兵派遣所、憲兵出張所(18年は憲兵派出所)の合計。

2:「文官警察官」欄の、人員は警務総長、警務部長、警務官、警視、警部、巡査、巡査補の合計。機関は、警務總監部、警務部、警察署、警察分署、警備所、巡査駐在所、巡査派出所の合計。

3: D欄を設けたのは、勅令第343号「朝鮮駐留憲兵条例」(10年9月)により、文官警察職たる警務総長・警務部長に補された憲兵隊司令官・憲兵隊長が、出典資料では「普通警察事務を行う憲兵」「文官警察官」の両者に算入されているからである。なお、出典資料では、勅令第302号「統監府警務総長警務部長警視警部任用及分限ニ関スル件」(10年6月、同年9月改正)により、警視・警部に任用された憲兵尉官・憲兵准士官下士は、「文官警察官」に算入されていない。

4:「計」欄の人員・機関数の括弧は、1910年、11年を100とする指数(1910年の人員数を基準にしない理由については本文参照)。

の人員がいたはずである。また、『陸軍省統計年報』第二二回（一九一〇年版）のあげる一〇年一二月末時点の朝鮮駐劄憲兵隊の人員は八七二〇名であり、前掲表2の依拠する『朝鮮総督府統計年報』の数字には含まれていない「傭人」一一三八名（推定）を除外すると、七五八二名となる。いずれにせよ、一九一〇年末の憲兵・憲兵補助員数は両者あわせて七千人台後半と見るのが妥当だろう。

とすれば、前掲表2と照らし合わせ、一九一〇年末の人員数の水準は一一年以降とさほど変わりがなくとも明らかになろう。憲兵警察機構の人員確保は、一九〇七年以来の憲兵と憲兵補助員の増強に基礎をおき、一〇年六月の憲兵一千名増員を一応の到達点として併合前に完成しており、その水準は一九一〇年代を通じて大きな変動はなかったのである。そしてそこには、韓国併合により憲兵補助員費と文官警察費が韓国政府会計から朝鮮総督府特別会計に移管され、予算緊縮方針を直接に被ることになった、という事情があったことも自ずと理解されよう。「人員の増加は計画上当然増加すべきものの外は之を増加せざる」（二四年度）とか「人員は、一切増加せざる」（二五年度）というのが、当時期の予算策定方針だった^④。また、一九一三年三月、憲兵補助員約二〇〇名の補充を、旧韓国政府軍の人員から取り崩しておこなったというような形でも、人件費の増加は抑制された。

しかし、このような人員数の停滞の一方で、憲兵警察機関数を見ると、併合直後を中心に増強傾向が認められる（前掲表2）。統計上の数字を確認しておけば、一九一〇年から翌年にかけて機関数が急増しているが、これには対応する史実がある。一一年一〇月に憲兵警察機関の「分散配置」が実施され、憲兵機関は二五四箇所、文官警察機関は一九七箇所増設されたのである^⑤。これと表2の数字はほぼ一致する。

なお、これ以降も機関数は増加しているが概ね前年比5%以内の緩やかな伸びであり、一九二二～一八年の増加の総和は一九一〇～一一年の一年分に満たないものだったから、憲兵警察機関の基盤は、基本的には一九一一年の分散配置の実施により完成したといつてよいだろう。

このようにもっぱら機関の方が増強されたのは、人員の増加の場合には人件費等の経常費が毎年必要となるのに対して、機関の増設の場合は基本的に臨時費の支弁のみですんだという点によるものだろう。しかも警察官署の新営費は予算全体からみれば少額だったから、警察機関の拡張という方法は予算の緊縮という方針とも相いれないものではなかった。また、より積極的には、義兵鎮圧を見込んでも、総督府当局の目的には憲兵警察機関が不足することが明らかだったという点があげられる。併合直前、寺内統監は政府に対し、「目下韓国ニ於ケル警察機関ノ配備ハ頗ル稀薄」であり「平時ニ於テモ尚韓国ノ治安ヲ保持スルニ容易ナラサル」ことを伝えていた。^⑦前章でみたように憲兵警察幹部も人員・機関の不足感を示していたが、「官憲所在の距離を短縮ならしめ……警察権の普及を企図」した分散配置の採用は『朝鮮新聞』13・4・1、平安南道警務部長（『平壤憲兵隊長』小沢寿の談話）、ある程度不備を補ったには違いない。

ところで、当局は、一九一一年のこの配置変更を、「密集制度」「警備力聚注」から「分散配置」「細分配置」への転換などと呼んだが、この表現は必ずしも正確ではない。機関数増強は韓末義兵闘争鎮圧期からの一貫した方針であり、分散配置以前の体制がことさらに「密集制度」だったわけではない。しかし、そのことは併合を前後して機関増設の性格に全く変化がなかったことを意味しない。併合前は機関数の伸びに対し一定の人員増加が確保されていたのに対し、一年の分散配置の採用に際しては、人員増加がほとんど伴わないまま機関数をおよそ一・四倍にしているのである。このことは、様々な問題を内包していた。

第一に、人員数を抑制した状態で機関数のみを増強することには限界があり、現場では警察機関の配備がなお不徹底だと考えられていた。一九一四年六月、春川憲兵隊本部の主催した管内憲兵分隊長会議では、管内一〇分隊の内、五分隊から、末端機関・人員の増強の要求が本部に出されたが、機関増設を認められたのは一分隊、定員増加についてはいずれも「当分詮議シ難シ」として事実上拒否されている。そのため一部には、「現在ノ警備機関ノ配置ハ暴徒蜂起当時ノ配布ニ属スルモノ多ク」「平穩ニ復シタル今日尚現状ヲ維持スルハ時機ニ適セサルモノト認ム」として、一面一駐在所の配置を

求める声さえあった（一面一駐在所の配置が実現するのは三・一運動後に警察力が増強されてからのことである）。

第二に末端機関同士の連絡を稠密にするという分散配置の狙いは、満足な水準に達しなかった。江原道警務部の場合、管下の諸機関相互の連絡は月二回程度、多くとも五回を出なかったが、道警務部はこれを「隣接隊所署トノ連絡不充分ナルモノ多キガ如シ」と感じていた。^⑨

第三に、末端機関の希薄化は下級警察官に対する監督を弱めた。末端の憲兵分遣所・派遣所では、従来、憲兵下士・上等兵三〇五名と補助員四〇六名を置いていたのを、分散配置後は両者合わせて五〇六名に減らし、他方、文官警察の駐在所においても、巡查・巡查補計五ないし一〇余名という配置を巡查一・二、巡查補三・四名に改めた。^⑩そして、このような配置変更と並行して、下級警察官とりわけ朝鮮人の憲兵補助員・巡查補の不正行為という問題が浮上した。彼らの職務怠慢や一般民衆からの金品の強請を取り締まるため、現場では、訓諭に努め、家族や交際人物を監視し、はなはだしくは身内である特務巡查に尾行をつけさせた。^⑪憲兵警察官の不正行為の背景には、個々人の人格的問題があったことが従来指摘されているが、手薄な内部監督体制という構造的要因も見落とされてはなるまい。

しかし、憲兵警察当局にとって治安維持体制構築がこのような問題点を抱えるものだったとしても、支配機構総体の中で憲兵警察機構の占める位置はやはり大きい。前章で確認したように、憲兵警察関係に投入された支出は地方行政費をかなり上回ったからである。未熟な地方行政は憲兵警察の職務拡大を促した。一九一一年の警務部長会議で、宇佐美勝夫内務部長官は「朝鮮に於ける地方行政は尙創始時代に属するを以て……之か運用上警察官憲の援助に依らざるべからざるもの頗る多し」と述べている。また、公州憲兵隊長（『忠清南道警務部長』服部米次郎は併合直後の状況を次のように回想する。「道庁には内務、財務の高等官を始め多数内地人官吏奉職せるも、地方郡庁に至りては内地人官吏は一、二名に過ぎず、加ふるに甚だ貧弱なる地方税（当初忠南にて七万円―原注）によりては何事もなし能はず、勢ひ警察万能とならざるを得ず」。^⑫ここには「警察万能」に対する半ばの弁解と半ばの真実を読みとることができるだろう。そして、保護国期以来の地方

制度再編を一段落させた、一九一四年春の府郡・面の整理によって、こうした憲兵警察機構の地位はいっそう決定づけられた。

一つには、憲兵警察機関数と地方行政機関数の懸隔が開いた。府郡の統廃合により従来の一二府三一七郡は一二府二二〇郡に整理され、郡庁の数が減少したからである。この時の地方制度改編に対して後に朴殷植が下した、「行政経費を節約し、憲兵警察の職務権限を拡張」するものだったという評は、的を射ていよう。また、この地方行政機構再編にとともに、憲兵警察機関も配置変更を行った（一九一四年三月）。その狙いは、「府郡ノ行政区画ト警察官署若クハ警察署ノ事務ヲ取扱フ憲兵分隊、分遣所ノ管轄地域トヲ一致セシムル」ことと、「一府郡内ニ於ケル憲兵、警察ノ混配ヲ避ケ……一府郡内ニ少クトモ警察署又ハ警察署ノ事務ヲ取扱フ憲兵分隊若クハ憲兵分遣所ヲ設置スル」ことにあった。^⑮このように一四年の地方制度改編は、地方行政機関を減少させる一方、地方行政単位と憲兵警察機関の配置を一致させることで、地方支配体制に占める憲兵警察機構の地位を明確化したのである。

しかもこの頃までに、憲兵警察の職掌範囲を形作る様々な法令も概ね出揃おうとしていた。既に併合の前後、集会・営業等の取締に関する規則が乱発されていたが、憲兵警察の司法権を実質的に拡大した「犯罪即決例」（一九〇一年二月）、「民事訴訟調停令」（同上）、「朝鮮答刑令」（一九一二年三月）あるいは日常生活細部にわたる取締項目を定めた「警察犯処罰規則」（一九一二年三月）など、「憲兵政治」を支えた周知の諸法令も、植民地初期に公布されている。そしてこれと対応して憲兵警察の職務も拡大した。明石伝が、憲兵警察の職務として「諜報ノ蒐集」から「日本語の普及」「道路の改修」まで、一般行政分野にまたがる広範な権限を三〇ほども列挙していることはよく知られているが、それらは明石憲兵隊司令官の辞任（一九一四年四月）頃までに「漸を逐うて加へられた」ものだった。^⑯

以上のように、併合前後もしくはその後短期間に、憲兵警察機構の人員・機関はほぼ武断政治期を規定する水準に達したが、緊縮財政下、末端人員・機関の不足状態とそこから派生する問題を抱えることになった。しかし同時期には地方行

政機構の再編と連動した配置の整備や、職務範囲の拡大なども進んだ。先行諸研究の多くは、憲兵警察機構の展開を段階づけて捉えることを試みていないが、今、憲兵警察による日常的支配体制の構築がなしとげられた時期を求めるとすれば、それは——截然とした転換点ではないにせよ——遅くとも一九一四年初めまでの時期ということになるだろう。

- ① 拙稿「朝鮮植民地化の過程における警察機構」（一九〇四～一九一〇年）、「朝鮮史研究会論文集」第三集、一九九三年一〇月）一四三～一四四頁。
- ② 中塚明「朝鮮民族運動と日本の朝鮮支配」（一九六九年、後に『近代日本の朝鮮認識』研文出版、一九九三年所収）一〇〇頁、表の注記。李延靉、前掲論文、一八二頁。
- ③ 「請議 韓国駐衛憲兵隊ヲ増加ス」（一九一〇年六月、『公文類聚』2 A11類二一〇六、国立公文書館所蔵）。
- ④ 筋瀨、前掲論文、一八頁。
- ⑤ 朝鮮総督府、前掲「朝鮮総督府施政年報」一九一一年版、六九～七〇頁。
- ⑥ 文官警察官署の新當費は、一九一一年は約一〇・三万円、一二年は七・二万円。以後一三～一七年は、一・一～一・七万円程度で推移した（筋瀨、前掲論文、一六～二〇頁）。憲兵隊機関の分は不明。
- ⑦ 前掲「請議 韓国駐衛憲兵隊ヲ増加ス」（一九一〇年六月）。
- ⑧ 春川憲兵隊「憲兵分隊長會議意見希望事項」一一一九、江原道警務部「隊署長會議意見希望事項」一一二丁（いずれも一九一四年六月、『憲兵隊資料』所収）。
- ⑨ 春川憲兵隊本部「憲兵分隊長會議諸問事項答申」九丁（一九一四年六月、『憲兵隊資料』所収）。
- ⑩ 朝鮮総督府警務総監部「朝鮮警察一斑」（一九二二年）二三頁。
- ⑪ 江原道警務部「警務機関會議諸問事項答申（警務係）」（一九一四年六月、『憲兵隊資料』所収）一七七、一九～二五丁。
- ⑫ 「宇佐美内務部長官演説」（『警務月報』第四号、一九一一年八月）九頁。
- ⑬ 服部米次郎「九十年の回顧」（服部浩発行、一九六三年）八一頁。
- ⑭ 朴殷植「朝鮮獨立運動の血史」第一卷（一九二〇年、姜徳相訳、平凡社、一九七二年）八一頁。
- ⑮ 「憲兵警察配置變更ニ關スル件報告」（一九一四年二月、陸軍省『密大日記』T三一）。
- ⑯ 孫禎睦、前掲論文、一六頁。
- ⑰ 小森徳治「明石元二郎」上巻（一九二八年、復刻、原書房、一九六八年）四四九頁。

三 憲兵警察の治安認識の展開

前章で検討した治安体制の構築の背後にはどのような治安認識が存在したのだろうか。

併合を前に、朝鮮支配当局者は、遠からず義兵闘争を鎮圧できることを想定し、警察機構の役割を朝鮮内の思想状況の監視という点に見出いだそうとしていた。一九一〇年七月、寺内統監は明石憲兵隊司令官に向け、次のような訓示を発した。現下の治安状況は「未タ静謐ニ帰スルニ至ラス不逞ノ徒各地ニ出沒シテ……妄リニ騷擾ヲ起スモノアリ」。とはいへ、「抑モ治安警察ノ目的ハ非違ヲ事後ニ檢挙シ騰騷ヲ既発ニ鎮定スルヲ以テ足レリトセス日常民間ノ状態ニ着目シテ……事ヲ未然ニ防遏スルノ途ヲ講スルヲ要ス」^①。

同じ頃、明石は各道警務部長（『憲兵隊長』）に対し、特に高等警察についての訓示を与え、「予ノ最モ重キヲ置クモノハ、韓国ノ治安竝ニ危険ノ予防」と述べ、さらに次のような見通しを示した。「大勢ヨリ察スルニ今日ハ既ニ暴徒蜂起ノ時期ヲ經過セリ。勿論再ビ蜂起スルコトナキヲ保シ難シト雖、予ノ察スル所ニ於テ将来ノ危険ハ人民ノ文明ニ進ムニ随ッテ起ルベキ無政府主義、社会主義等ニ類スル危険ナリトス」^②。

もとより、植民地朝鮮への社会主義の伝播は一九二〇年代以降とされるから、「無政府主義、社会主義」云々の部分は朝鮮社会の実態に即した分析というより、日露戦争中、欧州で対ロシア謀略活動にたずさわり各国の非法社会主義運動に接した明石個人の経験からでた言葉だろう。とはいへ、「事ヲ未然ニ防遏」し「危険ノ予防」をするために民心の動向に着目しようという寺内・明石の指向が、高等警察部門の重点化に反映されたことは事実だった。明石の不在中、初代高等警察課長山形閑が臨時警務総長事務取扱に任じられたように『朝鮮新聞』11・3・8）、高等警察課長は事実上、警務総長に次ぐ地位にあった。また、警務総監部の高等警察課は唯一課長に憲兵が配された課であり、各道警務部の高等警察係主任にも必ず憲兵があてられた。^③ 警務総長―高等警察課長―警務部高等警察係という高等警察部門の意思伝達経路は憲兵が独占することで迅速な処理を図ったのだった。

かかる態勢下、具体的に治安目標として設定されたのはどのような対象だったのか。併合初期には、それは愛国啓蒙運動の流れをひく秘密結社運動だった。明石は先の訓示に続けていう。「不平分子」の中で「其制シ難キモノハ危険ナル秘

密結社ノ發生ナリトス。又若シ此結社ニ至ラズトモ……危険分子ハ自然ニ社会ノ空氣ニ不平ヲ漲ラシムルニ至リテ甚ダ恐ルベキ形勢ヲ来スモノトス」と。確かに、併合直後の政治結社一切の強制解散の後も、朝鮮人が「宗教団体又ハ学会、商社組合等ニ投合シ私カニ官権ノ施設ヲ論議シ良民ヲ欺瞞セムト」^④していることは当局の目にも止まっていた。

秘密結社弾圧方針が本格的に適用されたのは、安明根による独立運動資金の募集工作に端を発した安岳事件（一九二〇年一二月）と、警察当局による「寺内総督暗殺計画」の捏造に基づき六百余名を検挙した一〇五五事件（二一年九月検挙開始）だった。両事件は秘密結社新民会に関わり、特に一〇五五事件で同会は壊滅した。事実経過については先行諸研究に譲るが、両事件は、キリスト教勢力の強い朝鮮北部において新教育や民族産業を發展させようとしていた愛国啓蒙運動系列の活動家・結社を弾圧対象としたこと、弾圧にあたり憲兵警察があらかじめ事件の「筋書」をつくっていたことなど共通する部分が多かった。

もっとも、これ以後も秘密結社は国内外で摘発されたものの、それが変わることなく治安対象の中心にすえられていたとは思われない。一〇五五事件における拷問による自白の強要という取調方法に対し、一九一二年初め以降米国の宣教師団体・言論界が投げかけた批判は寺内・明石にも直接間接に伝わっており、露骨な弾圧に対する一定の歯止めとなったし、また、そもそも安岳事件と一〇五五事件により愛国啓蒙運動系統の結社活動が朝鮮内では事実上壊滅したためである。それにしても両事件の弾圧を通じて、直接の連累者さえ「改悛」しなかったことは治安当局の目にも明らかだった。^⑦のみならず、同化政策に容易に与しない朝鮮民衆の中から同種の事件が再発しない保証もなかった。一〇五五事件の捜査・検挙を陣頭指揮した国友尚謙（高等警察課機密係警視）は、「現在ノ鮮人ニ対シテ同化ノ実ヲ挙ケントスル如キハ……勞シテ功ナカルヘシ」とし、「暴動ノ如キ危険ハ断シテ之レナカルヘキモ本件ノ如キ犯罪ハ将来屢々發生スヘキ虞アリ」と考えていた。^⑧

こうした事情から、憲兵警察の視座は、一定の自覚的な運動家の集まる結社から、そのような活動の土壌たる民衆の思

想動向へと下降することを余儀なくされた。それはまた、一部地方での残存義兵の搜索過程でも促されたことだった。

太白山脈の貫く江原道は、遊撃戦の根拠地に富み、銃器の扱いに慣れた獵師も多く、韓末義兵闘争の一大中心地となっていた。^⑨併合後も残存義兵に対する憲兵警察の搜索活動は他道に比べかなり多く、例えば一九一五年になっても搜索回数は一七回、そのための出動人員は七四名に及んだ（朝鮮全道では、それぞれ二五回、一一五名）。^⑩また、「警察力ニ制限アリ無限ニ使用シ得サル」、「大搜查ヲ為サントスルモ人員限リアリ」といった事情から、変装警察官や特務憲兵の密偵などによる査察や、末端機関の分散配置を活かした遠路巡察・夜間警邏などの対策も日常的にとられた。^⑪しかし結局、この年江原道での憲兵警察と義兵の衝突回数はわずか一回（義兵人数は四人）に過ぎなかった。むしろ、憲兵警察がしばしば出会ったのは、「酒幕主人ノ如キハ賊徒ノ行動ハ比較的能ク之ヲ知ルモ亦之ヲ隠蔽スル」、「憲兵カ賊徒ノ行動ヲ人民ニ尋ヌルニ人民ハ事実ヲ以テ答ヘサルニ反シ賊徒カ人民ニ憲兵ノ行動ヲ尋ヌルトキハ眞実ヲ以テ答ヘ居ル」といった状況だった。^⑫

また、黄海道警務部・海州憲兵隊でも、一九一三年末、管内残存義兵の一斉搜索を行ったが、「賊徒嫌疑者」の検挙は一六件のみ、主たる活動はむしろ管内一円での「注意」（二五三三件）、「説諭」（九一〇件）、「挙動不審者として取調べた者」（一九〇件）などだった（『毎日申報』14・1・14）。憲兵警察の働きかけの中心は、義兵そのものよりはそれを支える一般民衆に移ろうとしていた。

このように、愛国啓蒙運動や義兵闘争といった韓末以来の国権回復運動を沈黙させようとする過程で、憲兵警察当局は民衆掌握の必要性をあらためて痛感していた。一九一四年四月、明石の後任となった警務総長（『憲兵隊司令官』立花小一郎も、前職の朝鮮駐箭軍参謀長時代に朝鮮内を巡視した経験を踏まえながら、樂觀論を戒め朝鮮人内部の「監督取締を勵行する必要」を語り、同月開かれた警務部長会議でも「併合後の地方民心の推移奈何を調査」するよう指示を下した（『毎日申報』5・19、5・20）。表向き口にしてはいた朝鮮の「平穩」という言葉を逆手にとられ、かえって批判勢力からは縮小・不要論を説かれていた憲兵警察は、内実では、治安維持になお力を注がねばならないことを承知していたのである。

それでは、民心の掌握という課題に対して、憲兵警察はどのような側面から接近しようとしていたのか。先に確認した、併合初期における憲兵警察の職掌の肥大化は、民衆生活のさまざまな側面に干渉することを可能にしていた。

それは例えば朝鮮人の経済状態への対策としてあらわれている。前述の国友は、「無為徒食ノ輩」が闊歩している原因は、いわゆる恩賜金の撤布による朝鮮人の富裕化にあると捉え、「此悪習ヲ刈除セントセハ一層経済状態ヲ悲境ニ陥ラシメ」ることで「鮮人ヲシテ職業ニ就クノ習風ヲ助成」すべしと説く。^⑬朝鮮人をさらに貧窮化させよというあまりにも露骨な提言を別とすれば、朝鮮人に職を与えることで治安の安定をはかるうという試みは一部地域では既になされていた。一九一二年、大邱憲兵分隊では、現状を「旧来の草賊強盗の如き犯罪は、今や窃盗詐欺若くは賭博等に化せんとする」段階と見なし、「是等犯人の根源たる無職者」の実態を調査した上で、生業に就く意志のある者の四割強を小作人や官庁雇人として就業させた。^⑭これは、道庁・郡庁の協力をえて面長を使役して実施したものであり、憲兵警察が地方行政の中枢を担う植民地朝鮮であればこそ可能な試みだった。

しかし、民衆生活に関与を深めようとする憲兵警察の指向がとりわけ顕著だったのは、朝鮮支配政策の根幹たる同化主義に深く関わる宗教・教育の側面だった。その素地は既に併合初期からあらわれていた。各道警務部・憲兵隊が警務総監部・憲兵隊司令部に上申した一九一一年三月時点の管内状況報告をまとめた資料によれば、報告の項目の立て方は各道とも大体次のようになっている（これらの項目の後に「官衙ノ開廃」「備考」等を加えている道もある）。

「賊徒ノ情勢」「民心ノ傾向」「法令普及ノ景況及新法令発布前後民心ノ傾向」「教育ノ状態」「宗教ノ状態」「地方衛生ノ状態」「実業ノ景況」「諸発見及企業」「運輸交通ノ状態」「金融経済ノ景況」「地方盛衰ノ状態」。

以て憲兵警察の関心事項とその優先順位が知れよう。義兵の情勢や民心の傾向に次いで上位にきている宗教と教育についてみれば、前者ではキリスト教・天道教・侍天教等の動向が、後者では公立普通学校や私立学校への就学状況及び憲兵による日本語教育の現況などが報告の内容となっている。

そして、このような宗教・教育を重視する認識は一〇五
人事件を通じてさらに強化された。「夫レ現在ノ教育法ヲ
以テシ耶蘇教ニ一大鉄槌ヲ加フルナク……鮮人ニ施スニ寛
裕ノ待遇ヲ以テセハ日ニ月ニ不穩思想ノ伝播ト為リ青年ヲ
拳ケテ兇徒ノ集団タラシムヘシ」と。

現場の活動においてそれはどのように具体化されたのだ
ろうか。江原道警務部・春川憲兵隊『警務機関会議管内状
況報告諮問摘要』（一九一三年六月、『憲兵隊資料』所収。以下
『摘要』とする）を材料に検討しよう。『摘要』には、「警察
眼ヲ以テスレハ社会ノアリトアラユル之皆自今ノ職掌ニ関
係ガ起ツテ来ル」（『摘要』八六丁、警務部長の発言）との認識
にたがわず、様々な問題に言及がある。これを表3にまと
めてみれば、特に各機関の関心が集中しているのは、宗教
と教育の問題だったことが判るだろう。

宗教関係では、儒教・仏教あるいは親日的な天主教まで
が監視対象とされ、少数は「要視察人」とされたが、中心
はキリスト教対策にあった。元来、新文化の流入が遅く、
儒教的抗日意識や天道教民族主義の方が濃厚だったとされ
る江原道で、キリスト教が監視の焦点となったのは、「耶

表3 『警務機関会議管内状況報告諮問摘要』における諮問事項一覧

諮問事項		憲兵機関							文官警察機関					計		
		分隊					分遣所		警察署							
		麟蹄	淮陽	高城	原州	寧越	蔚珍	杆城	旌善	平海	襄陽	江陵	平昌		金城	通川
宗教	キリスト教監視			○	○					○	○				○	5
教育	私立学校の監視		○	○				○								3
	書堂の監督		○			○					○		○			4
	日本語の普及					○							○	○		3
土地	火田対策	○						○				○		○		4
	森林保護							○	○							2
衛生	衛生組合の設立	○										○				2
	警察医の活動状況		○								○					2
その他	賭博取締			○	○									○		3
	道路建設	○			○											2

出典：江原道警務部・春川憲兵隊『警務機関会議管内状況報告諮問摘要』（1913年6月）により作成。

注1：○印は、各機関において該当する諮問事項に言及があったことを示す。

2：諮問事項は、2つ以上の機関で言及されたもののみをあげた。したがって、ここにあげた事項のいずれにも言及していない機関もある（旌善憲兵分遣所と平昌警察署）。

蘇教ノ取締リダカ……其程度ガ社会ノ風紀ヲ案シ法規ニ触ルモノハ之レハ警察官カ当然取締ル可キ」ものだ『摘要』四八丁、警務部長の発言』との如く、しばしばキリスト教が植民地支配秩序への脅威とみなされたためだった。実際に憲兵警察による調査対象となったのは、宣教師や信徒の数、言動ばかりではない。信徒が「何レ丈ケノ資産教育ヲ持ッテ居ルモノカ」を調べ、憲兵警察のもつ戸口調査と照合することで、「上層」か「下層」かという信徒の階層を把握することに努めていた『摘要』二六、二七、六九、七〇丁、襄陽警察署長及び通川警察署長の発言』。その背景には、「思慮アル両班ガ十名ナリ二十名ナリ入ッテ居レバ機会ノアル毎ニ愚昧ナル信徒ヲ集メテ不穩ノ思想ヲ注入スルコトニナル」『摘要』七〇丁、警務部長の発言』というように、「上層」の信徒の「不穩思想」が多数の「下層」信徒に伝播することへの危惧があったと推測される。

そのようなキリスト教への警戒は、その強い影響下にあった私立学校にも向けられた。江原道における私立学校は少数だったにもかかわらず（一四年三月時点で、私立各種学校総数一二〇七の内、江原道所在は三八校）、憲兵警察末端は、管内の私立学校数を把握するばかりか、「時々憲兵ガ立寄リマシテ監視奨励督励スルトカ若ハ教科書ノ取締リモ行ッ」たり、基本財産の有無を調査したり、要視察人として学校長の動向を追跡したりしている『摘要』一五〇一七、五七、七七丁、杆城憲兵分遣所長、淮陽・高城憲兵分隊長の発言』。こうした活動は、道・郡の地方行政官庁との密接な連携の上になされた。

このほか、小規模の民間教育機関である書堂に対しても、査察を伴った干渉をしていたが、書堂に対しては、十分に普及していない公立普通学校の補完的役割を果たすものとして一定容認しつつ、「機微ノ間ニ操縦シ良ク導ビエテ之等ヲ援助センケレバナラン」『摘要』五二〇五三丁、警務部長の発言』などと、植民地支配に順応させる方向への善導を図っていた。こうした立場は、総督府が書堂規則の發布（一九一八年）までとっていた書堂「温存政策」^⑮をかなり忠実に反映したものだと言えよう。また、憲兵警察は、内務部長官の依頼を受け、日本人教員の配置されていない地域で日本語教育に当たった^⑯。もっとも『摘要』にあらわれた状況に限れば、公立普通学校の訓導・教員の設けた日本語教育施設に立ち寄る程度で、憲兵警察自身が直接に日本語教育にたずさわったのは少数の駐在所に限られていた『摘要』九五丁）。

右の検討は、地域的に限定された資料に依拠しているため、他の各道でも全く同様の状況にあったとは断定できない。しかし、キリスト教や私立学校の勢力がむしろ微弱な江原道でさえそれらへの関心が際立っていたこと、あるいは、例えば、咸鏡南道警務部長（元山憲兵隊長）が、「多くの憲兵警察官が学校私塾学生の教育事業に関与し其の発達に力を藉すもの少くない」との管内視察談を残していること、等から見て、程度の差はあれ他の地域でも、宗教・教育の問題が治安的関心の上位にあったと考えて大過ないと思われる。

以上、一九一〇年代前半を中心に、植民地朝鮮における憲兵警察の治安認識を追った。日本本国の警察ないしその原型となった大陸型警察と比較した場合、高等警察機能の重点的強化と一般民衆の思想状況への着目という点にどれほどの独自性を見いだせるのか疑問視する向きもあるかもしれない。しかし、これまでに跡づけた過程には、次の三点において、植民地朝鮮に根ざした特質を見ることができるといえる。

第一に、治安方針でも機構面でも高等警察部門が重視されたのが、憲兵警察機構のまさに成立時からの現象だという点である。通例、警察機構は、日本本国におけるように行政警察を出発点とし、その拡大とともに国事警察そして高等警察の分離が生ずるという過程をたどるが、^④それを思えば高等警察が当初から枢要の地位を占めたことは朝鮮警察の大きな特徴といえた。第二に、民心の動向に強い関心をむけたことは、単に治安警察の一般的機能を朝鮮に適用したものというより、愛国啓蒙運動や義兵闘争の鎮圧過程において民衆掌握の必要性を痛感させられたことによって強化された指向であり、それだけに独立運動の未然防止という狙いが明らかだった。第三に、民心の動向への着目という思考様式が、宗教・教育といった本来「行政警察にあらざる様な」^⑤側面において集中的に現れた。朝鮮民族の宗教・教育活動に対する総督府権力の介入はこれまで多くの研究で論及されているが、そこにかくも深く憲兵警察が関与していたことはやはり注目されてよい。憲兵警察が内務行政に関わる体制は、地方行政機構の未発達という植民地朝鮮の実情と表裏一体の現象だったからである。

さて、そのような「憲兵政治」の重圧にもかかわらず、朝鮮民衆は窒息していたわけではなかった。朝鮮人は、管内を巡察する警務部長や糧米を求めにきた警察署長に冷たい態度をとったりするかたわら『摘要』三五、四五丁、警務部長、金城警察署長の発言、したたかな一面も見せた。文官警察から憲兵に管轄替えになった地域では「憲兵ハ寛テアリ警察官ハ厳テアル」との流言を流して憲兵を「ダメ」し、「此管内テモ寛ニ行ッテ」もらおうと謀ったり、「今度来タ警察署長ガ八釜敷イ苦ガ／＼シイ顔ヲシテ居ルカラ一ツ早ク建テ様ト」、表面上自発的に「愛民善政碑」を建立することで警察の圧力を緩和させようとしたりしている『摘要』五〇、九一～九二丁、警務部長の発言）。

そして民心の深層にくすぶる反日感情は、既に知られているように、時に植民地支配に実力をもって反抗する「民擾」となって噴出した。^⑤ 江原道でも、一四年九月、三陟郡の住民数百名が民有林の国有林への編入に抗議し農商工部囑託の日本人の殺害に及ぶという事件が起こっている（『毎日申報』15・4・5）。憲兵警察の会った朝鮮民衆の姿とは、そのようなものだった。

① 「憲兵及警察制度変革ニ当リ心得方訓示」（朝鮮総督府警務総監部警務課編『朝鮮警察例規整』一九一三年、二七四頁）。

② 小森、前掲書、四五二頁。

③ 内閣印刷局編『職員録』各年版、対馬、前掲論文（二）、七二四～七二五頁。

④ 「明治四十四年中施行ニ係ル重要政務報告ノ件」（『公文雑誌』2 A 13 纂一八七、国立公文書館所蔵）。

⑤ 研究史については、尹慶老『一〇五人事件과 新民会研究』（一志社、一九九〇年）九頁以下。

⑥ 国史編纂委員会編『韓国独立運動史』第二卷（同、一九六六年）八五～一〇二頁などを参照。なお、国外運動の中心だった間島の独立運動に対する朝鮮警察の取締は、（一九〇九年の間島協約により同地域

が中国領とされたため）主に外務省を通じた間接的・限定的なものにとどまったので、本稿では直接の考察対象としていない。李盛煥『近代東アジアの政治力学』（錦正社、一九九一年）九五～一〇六頁を参照されたい。

⑦ 警務総監部高等警察課作成と思われる「不逞事件関係者現狀調査」（一九一六年八月、金正明編『朝鮮独立運動』第1巻、原書房、一九六七年、二九七～二九九頁所収）によれば、両事件関係者一七四名（死亡者・所在不明者一〇名を除く）の内、「改悛の情認め難く注意を要する者」四八名、「多少改悛の情あるも尚注意を要する者」七四名となっている。

⑧ 国友尚謙稿『秘 不逞事件ニ依ッテ観タル朝鮮人』（一九一二年か、復刻、不二出版、一九八六年）二〇四、二二一丁（復刻版、四一四、

四二九頁)。

⑨ 李求鎔「江原道地方의 義兵抗争」(江原義兵運動史研究会編『江原義兵運動史』江原大学校出版部、一九八七年)。

⑩ 朝鮮駐劄憲兵隊司令部・朝鮮總督府警務總監部『警察統計』一九一五年版。

⑪ 江原道警務部、前掲『警務機關會議諮問事項答申(警務係)』二五〇三三丁、春川憲兵隊本部『江原道狀況梗概』(一九一三年、東京經濟大学「桜井義之文庫」所蔵)二四三〇二四四頁。

⑫ 江原道警務部、同前、二五、二七丁。

⑬ 国友、前掲稿本、二二〇丁(復刻版、四四六〇四四七頁)。

⑭ 脇野義雄「朝鮮に於て試みたる根本の犯罪防遏策」『軍事警察雜誌』第六卷第八号、一九一二年八月)。

⑮ 朝鮮駐劄憲兵隊司令部・朝鮮總督府警務總監部『賊徒情勢 道別管内情況一覽表』(一九一一年三月)。原本はハワイ大学所蔵か。筆者は青丘文庫所蔵ゼロックスコピー版を利用した。

⑯ 国友、前掲稿本、二二二丁(復刻版、四四八頁)。

四 武断政治末期の憲兵警察

三・一運動の前史をもなす武断政治後半期において、憲兵警察は、教育や宗教の状況に依然治安関心を抱きながら、それらを通じて社会思潮の動揺という問題を看取していく。

一九一四年七月、第一次世界大戦勃発。大戦の余波で朝鮮も戦地になるとか朝鮮人も兵役にとられるといった流言の横行は『毎日申報』8・19、8・28、『朝鮮新聞』10・1、總督府当局にも朝鮮人自身にも社会變動の予兆を感じさせるものだったが、一九一〇年代後半、それは徐々に具体化した。経済的側面では一六年以降、米価を中心に物価が高騰した。一〇

⑰ 趙東杰「三・一運動의 地方的性格——江原道地方을 中心으로」『日帝下植民地時代의 民族運動』圖書出版ブルビッ、一九八一年)三七〇四一頁。

⑱ 盧榮澤『日帝下民衆教育運動史』(探求堂、一九七九年)八一〜八三頁。

⑲ 「憲兵巡查ニ国語教授依頼ノ件」『警務月報』第七号、一九一二年一二一〜一二四頁。

⑳ 隈部憲兵大佐「威鏡南道巡視談」『軍事警察雜誌』第五卷第六号、一九一一年六月)七八頁。

㉑ 大日方純夫「日本近代國家の成立と警察」(校倉書房、一九九二年)二三五〜二六〇頁。

㉒ 憲兵中尉Y生「朝鮮の行政警察」『軍事警察雜誌』第四卷第一号、一九一〇年一月)二〇頁。「国定教科書にあらざる教科書の使用取締」を例にあげ述べた言葉。

㉓ 金龍徳「日帝의 經濟的收奪과 民衆(一九一〇〜一九一八)」(上)(下)『歴史學報』第四一、四二号、一九六九年三、七月)。

年代を通じ朝鮮農村では過剰人口が滞留し、農業経営の零細化が進んでいたが、大多数を占めた貧農はこの物価騰貴により一層の打撃を被った。また、社会思潮の側面では、金融業・商業等に進出した一部朝鮮人がブルジョア民族主義の基盤を用意し、韓国併合以来渡日していた朝鮮人留学生が一〇年代後半に順次帰国し旧慣改革・実力養成を主張したこともあいまって、西欧的素養を身につけた新知識人層が一定の影響力をもちはじめた。^①

憲兵警察もこうした変動への対応を求められていた。一九一六年初め、警務総監部保安課長中野有光は、「近年社会の進歩発展の著しきに伴ひ一般社会の思潮に大変動を来し経済上の变化など見逃すべからざるものがある殊に朝鮮人の思想界に及ぼしつつある影響は格別の現象」との觀察を示し、「民心の趨向と社会の風潮とを立脚地として其結果を窺知し以て犯罪を未然に防遏すること」を警察官の任務として強調した（『京城日報』1・5）。同年、寺内総督も警務部長会議での訓示で、「時世ノ進運ニ伴ヒ民衆ノ發展事物ノ改善漸ク觀ルヘキモノアルト同時ニ動モスレハ輕薄ノ氣風ヲ醸生シ奢侈ノ弊習ヲ馴致スルハ避クヘカラサル勢ナリト雖如今既ニ其ノ傾向ノ著シキモノアルハ寔ニ憂慮ニ堪ヘサル所ナリ」と述べている。また、同年一〇月寺内を継いで総督の座についた長谷川好道は、翌一七年初めの警務部長会議での訓示で、「守旧執迷の徒」とともに「新教育を受けた輩にして無稽の行動を敢えて為」す者の動向に注意を促した（『毎日申報』1・23）。

しかし、治安当局によるこの時期の社会変動、特に一般民衆の経済状態に対する把握には一定の限界があった。朔州憲兵分遣所（金安北道警務部・義州憲兵隊所屬）の作成した『管内状況報告』（一九一七年九月頃か、『憲兵隊資料』所収。以下『報告』とする）を手がかりに、この点を検討したい。『報告』の見るところでは、管内約三万五千人の「金融経済ノ状況」は、「近年農作引続キ豊穰ニシテ本年ノ如キモ約一割ノ增收ヲ見ルカ如キ状況ニアリ」、また蚕糸の「好景況」などもあり、「地方経済状態甚ダ潤沢ニシテ良好ナリ特クニ一般農民至極生活豊ナルモノヲ如シ」とされている（『報告』三〇～三二丁）。しかし、『報告』中の「地方物価表」に見える米価（二石二円）は明らかに高米価の水準であり、この地方が下層農民の生活難から免れていたとは思われない（なお、『報告』には賃労働者の続出（黒鉛採掘者ノ族出）という現象も記録されている

が、これが物価騰貴と因果關係をもつのかは判断しがたい。

このような均衡を失した捉え方は、単に管内の安定ぶりを誇ろうとすることに起因するものではあるまい。また、憲兵警察が民衆の経済的困窮に対処する能力、職権をもたなかったとも考えられない。前章で触れたように、彼らはその気になれば貧民調査や職業紹介もできたからである。問題は、民衆の思想状況の捉え方と関連するように思われる。

『報告』が管内の「民心ノ傾向トシテ著シキモノ」として指摘するのは「一般教育思想ノ発達」——「一般ニ学業ノ必要ヲ絶叫シ都鄙ノ別ナク其旺盛ナルヲ来セル」という状況である（『報告』八、三〇丁）。学齡児童の普通学校への自発的入学や女子教育の勃興、「新教育ニ係ル国語歴史数学等ノ科目ヲ設ケ」た書堂の増加などの現象は、「權利思想」や「義務心」の発達、「法令ノ普及」等とあわせ、総じて「皇化ノ恩恵」が及んだ成果とされる。この時期の朝鮮に現れた「教育思想ノ発達」が植民地支配体制の枠内におさまるものという見方は学務当局にも共通した見解だったと思われるが、その一方で、『報告』は、「内地人ニ接シタル普通学校卒業生其他学校卒業生稍素養アリ官吏ヲ希望スルノ輩ハ甚ダ奢侈華美ノ風ヲ好ミ……新政ノ要求スル着実穩健ノ思想モ失」っている、という青年知識人層の危惧すべき傾向を指摘することも忘れない（『報告』一二丁）。なお、キリスト教の動向に対しては、「常ニ牧師宣教師勧誘スルモノノ行動言動ニ付内查ニ努メ」ているとされるが、「近來絶ヘテ不穩非違行ヲ認メズ」とも記されている（『報告』一四丁）。

このように「奢侈華美ノ風」に毒された青年層を当面のほとんど唯一の警戒対象とみなす『報告』作成者が、経済状態に目を向けたとき、自然と関心が向かったのが地方経済の「潤沢」で「豊ナル」側面だったのではないだろうか。そして、そのような思考の連鎖からは、裏面に隠された一般民衆の困窮化は抜け落ちてしまったのではないだろうか。

これは、先に引いた「民業ノ発展」による「輕薄ノ氣風」の横行に懸念を示す寺内の訓示や、「流行的奢侈」を戒め「勤儉貯蓄」を説く御用紙『毎日申報』（16・5・6、18・7・17）⁷・21ほかの姿勢とも通底するものだろう。また、龍山憲兵分隊長の矢野助蔵は、『報告』と同じ頃、京城憲兵隊からの諮問に対し、次のような現状分析を示している。⁸「鮮人に至っ

ては、先づ其の思想界に於て混乱荒廃盡し今日より甚しきは無るべし……殊に耶蘇教は外国宣教師に依りて宣布せられたるものにして……信徒の不良分子を通じて有識階級に誤想を懐かしめ、施政上重大なる妨害を与へたり」。そしてこのような思想状況は、「併合以来の産業政策は大に物質上の進歩を促し……一般民の嗜好生活を向上せしめたる」ことと対比して、「精神界の状態は依然旧の如く」と要約される。「防貧警察」に関心を払う者が皆無ではなかったにせよ『朝鮮新聞』16・3・17、鐘路警察署長談話）、当時期の憲兵警察は基本的に、警戒すべき社会変動をもつば朝鮮人の思想状況に見いだし、その経済状態については富裕化していると捉える傾向をもっていたのである。

さて、第一次大戦末期の一七年一月、ロシアでは社会主義一〇月革命が起こり、続いて翌一八年一月、米大統領ウィルソンは一四ヶ条綱領を発表し民族自決の原則を明らかにした。世界的規模で植民地の民族解放運動を刺激したこの二つの事件は、植民地朝鮮においても治安当局の警戒心を喚起するに十分なものであった。

一九一九年一月、警務総監部は民族自決主義やパリ講和会議に関する記事の新聞への掲載を一切禁じた。^⑥また二月一日、憲兵隊司令官（『警務総長』児島惣次郎は、各道憲兵隊長（『警務部長』）に対し、次のような訓示を行った。^⑦

ロシア・ドイツ両帝国の倒壊以降、「革命ノ新思想」「民族自決ノ声」は植民地諸民族の間に広がっている。ひるがえって朝鮮の現況をみれば「所謂仁政ナルモノハ未タ必スシモ悉ク彼ノ謳歌スル所ニアラスシテ常ニ不平不満ノ伏在スルモノアルヲ思ハサルヘカラス」。また、「海外流寓者」特に「内地留学生」には「鮮地ト氣脈ヲ通シテ勢力ノ向上發展ヲ企図スルモノ亦尠シトセス」。加えて、「李太王殿下卒然薨去セラルルヤ流言蜚語ハ頗ル鮮人ノ耳目ヲ聳動セリ」。今後、情勢は次のように推移するものと予想される。

「特ニ深甚ノ注意ヲ要スヘキモノハ革命新思想ノ浸入ト民族自決主義ノ拡大是ナリ……一般人心ニ不測ノ変化ヲ来シ彼ノ在外者ノ運動ト相俟テ列國ノ同情ヲ喚起スルノ虞アルノミナラス氣運ニ乗シタル思想ノ伝播ハ最モ敏速ニ民心ヲ激発シ

統治上重大ナル難局ヲ醸成スルニ至ルヘキハ蓋シ予想ニ難カラサル所タリ。

確かに、この訓示の半月後、彼らは三・一運動という「統治上重大ナル難局」に見舞われることになる。今日の研究では、総督府が三・一運動勃発に至る動向を直前までつかんでいなかったことがしばしば指摘される。なるほど主要宗教勢力代表者の秘密会合や独立宣言書の印刷・配布という具体的な計画を把握していなかったという点ではその通りだろう。しかし、三・一運動へと流れ込む思想的底流の一端を、憲兵警察がそれなりの危機感をもって察知していたことも一方では事実だったのである。とはいえ、そのことは、憲兵警察が、三・一運動を準備しつつあった様々な社会的条件の全貌を捉え、それに対して万全の備えをとっていたことを意味しない。

第一に、先述の、一般民衆の経済的困窮の度外視という限界は乗り越えられておらず、この時期、それは朝鮮支配者全般に通底する思考様式だったかのようになぜ思われる。例えば、宇佐美内務部長官は一八年末の寺内宛書簡で、ウィルソン米大統領の民族自決宣言が国外朝鮮人を刺激し、国内朝鮮人にも「口外こそせざれ心裡にハ何等かの快感を与ひ居る」ことをかなり正確に指摘しながらも、下層民の経済状態を次のように見ていた。

「物価の高騰ハ朝鮮に有りても徒食者及俸給生活者に至大の苦痛と不安とを与へ居り候も副業の発達と労銀の騰貴とハ下層民の生活に余裕有らしめ殊に米価騰貴に伴ふ農家の景氣ハ実に素張らしきもの有之のことに御座候」。

恐らくこの夏京城で生じた米騒動^⑨のことなど念頭にない宇佐美にとって、同時期の社会的変動とは、「貨財的物質的にハ多少好景氣を与へたる」ことと「精神的思想的にハ油断ならぬ悪影響を及ぼしたる」ことというあくまで対照的な二面をもつものだった。

宇都宮太郎朝鮮軍司令官の認識も見よう。宇都宮の場合、日本本国の米騒動に触れた後、京城のそれにも言及するが、それを単なる「ボヤ」と片付け、朝鮮社会の思想動向の方に関心が向かう点、やはり同一線上にあるというべきか。

「京城も類似ノ小火^{ボヤ}有之直ニ鎮定ハ致候へ共煽動者中ニ耶蘇教青年會員アルハ彼徒等ノ真精神ヲ暴露シタルモノト申ス

ヘク将来獅子身中ノ虫ハ必ス此種ノ徒輩ナルヘキノ感ヲ益々切実ナラシムル次第ニ御座候」（ルビは原文のまま）。

第二の問題点として、限られた宗教・知識人層を警戒対象としたこととかかわってか、前々章にみた末端人員・機関の不足状態を解消することを、憲兵警察機構はとりたてて差し迫った課題と感じてはいなかった。一九一七年三月、警務総長（憲兵隊司令官）古海巖潮は、寺内首相宛書簡の中で、「朝鮮警察界モ併合之能勢ニ任セ置クヘキニアラサル事ハ御熟知之次第就テハ一段緊縮整理致度」と述べた（もともと、同年一月既に着手していたという「整理」はごく小規模のものであったと思われる）。また、大戦景気の波及により、一九一八年度を境に総督府の財政政策は積極化の兆しを見せ、警察関係費も一定の伸びを示すが、特に人員・機関の拡張がなされたわけではなかった（前掲表1、2）。

また、かねて朝鮮駐節憲兵隊の縮小の意向を漏らしていた本国陸軍省も、この時期に一応の結論に達していた。寺内内閣倒壊後、一九一八年九月に組閣した原敬は、持論の「内地延長主義」にのっとり植民地官制改革に乗り出すが、その積極的協力者となっていた田中義一陸相は、一九年初め憲兵警察制度に関する調査結果を明らかにした（四一・衆・予算委第四分科会（三）、19・2・4、高木正年の質疑に対する答弁）。

ロシア革命の影響が朝鮮に波及せんとする今、「憲兵ヲ引揚ゲルト云フ事ハ、殊ニ今日ノ時節ニ於テ、朝鮮ノ統治上大ナル影響ヲ及ボシハセヌカ」。また、憲兵警察制度下での文官警察と憲兵の司法警察・行政警察における効率性および両者の対費用効果などを比較検討すると、憲兵の方が「一日ノ長ガアル」。もともと、憲兵の廃止は時期尚早としても「経費ノ減額ヲスルト云フコトハ、方法ガ有リハセヌカト云フコトハ、考ヘテ居リマス」。

当時期の社会変動は憲兵警察制度の必要性を陸軍に確認させる一契機となったものの、同時に、憲兵費削減もお考慮されていたのである。それがその場逃れの答弁でなかったことは、一八年度以降憲兵費がむしろ憲兵警察関係費の中での比重を低下させているということに窺われよう（前掲表1）。いわば朝鮮支配者にとって、朝鮮人の思想的動揺に対応することと治安維持力の削減とは両立可能なものとされていた。まもなく起こる三一運動はそのような認識を根底から覆す

ことになる。

- ① 小林英夫「一九一〇年代後半期朝鮮社会経済状態」(『日本史研究』第一一八号、一九七一年四月)、김정식「一九一〇年代階級構成斗労働者・農民運動」(韓國歴史研究所・歴史問題研究所編『三一民族解放運動研究』青年社、一九八九年)、朴贊勝『韓國近代政治思想史研究』(歴史批評社、一九九二年 第二章)。
- ② 朝鮮總督府『總督訓示集』第二輯(一九一六年)一四六頁。
- ③ 이정호『『毎日申報』에 나타난 三・一運動直前의 社会狀況』(韓國獨立運動史研究)第四集、一九九〇年一月二〇〇頁、参照。
- ④ 弓削幸太郎内務部学務局長は、『毎日申報』(19・1・16)所載の談話で、地方によりばらつきはあるが公立普通学校に「著しく自発的就学者が多くなった」とし、普通学校増設のペースを上げる計画を明らかにしている。
- ⑤ 矢野助藏「朝鮮に於ける憲兵と其の改善に就て」(『軍事警察雜誌』第一一卷第七号、一九一七年七月)一九二〇頁。
- ⑥ 尹炳興「三・一運動에 대한 日本政府의 政策」(前掲『三・一運動五〇周年紀念論集』四一六頁)。
- ⑦ 「朝鮮總督府警務總監部内訓の件」(陸軍省『密大日記』T八一一)。
- ⑧ 寺内正毅宛宇佐美勝夫書簡(18・12・30、『寺内正毅関係文書』三四二一六、国会図書館憲政資料室所蔵)。
- ⑨ 吉岡吉典「米騒動と朝鮮」(『朝鮮研究』第四一、四五号、一九六五年七、一二月)。
- ⑩ 田中義一宛宇都宮太郎書簡(18・8・30、『田中義一関係文書』第二九冊、国会図書館憲政資料室所蔵)。
- ⑪ 寺内正毅宛古海蔵潮書簡(17・3・24、『寺内正毅関係文書』五七一)。
- ⑫ 増加分は主として巡查や憲兵補助員ら末端職員の俸給引き上げにあてられた(一九年度当初予算案、『毎日申報』18・12・29)。

おわりに

本稿で武断政治の規定要因と見なした、植民地財政の緊縮と独立運動の消長という二条件は、単に憲兵警察機構を抑制するばかりでなく、その存続を可能にしたそのあり方を決定する要素も含んでいたという点で、複合的な性格をもつものだったといえるだろう。

第一の条件に関していえば、併合前の憲兵増強と憲兵補助員創設、一九一一年の分散配置の採用によって、人員の確保・末端機関の展開を一応完了した憲兵警察機構は、以後、武断政治期の大部分の時期、緊縮財政故の末端機関の不足感とそれに派生する様々な問題を抱えた。しかし他方で、財政緊縮方針は、総督府当局に対費用効果という点から憲兵警察

機構存続論を主張することを可能にし、さらに実際には、限られた予算の枠内で地方行政費をしのぐ予算が憲兵警察関係に投入され続けたことは、実質的な地方支配者としての憲兵警察の地位を固める方向にも働いた。

第二の独立運動の退潮という条件は、朝鮮の「平穩」化に伴って強力な武力機構は不要になったとする批判を一部から引き起こすことになる。しかし、総督府側は治安状況を必ずしも樂觀しておらず、むしろ一〇五人事件による秘密結社の壊滅、残存義兵討伐過程における民衆の非協力などを契機に民衆掌握という課題を改めて設定していくことになる。高等警察機能を重点化した憲兵警察は、併合初期に築いた日常的支配体制のもと、教育や宗教などの側面に重点を置きながら民衆生活への干渉を行った。

このような憲兵警察機構は、第一次大戦期、社会思潮の変動に目を向け、ロシア革命や民族自決主義の影響をかなりの確に察知するが、反面、一般民衆の経済的窮境を度外視するという限界を抱え、また、一九一八年度以降の総督府予算の拡大にもかかわらず機構の拡張に消極的な姿勢をとった。

さて、この後、三・一運動において、総督府権力は末端治安維持力の強化という課題を突きつけられ、憲兵警察制度の普通警察制度への改編過程において、総督府文官官僚と本国内務官僚を担い手にその実現をはかっていくことになる。一九二〇年代の「文化政治」期、強化された警察機構は、仕切り直しを余儀なくされた民衆掌握という問題にどう立ち向かうとするのか。これについては稿を改めて論じたい。

（京都大学文学部助手
[]

The Gendarme-dominated Policing System in Colonial Korea (1910-1919)

by

MATSUDA Toshihiko

The gendarme-dominated policing system (憲兵制度), a symbolic apparatus of Japanese military rule in colonial Korea, was greatly influenced by factors unique to the 1910's.

First, the curtailed budget in the early days of colonial period did not allow the police to have more manpower than was necessary to suppress the Korean "Righteous Army" (義兵) in 1907. In addition, the tight budget did not allow the colonial government to expand police stations except immediately after the annexation of Korea. Disbursements for the police exceeded, however, that for local administrative organizations, and therefore gendarmes and policemen played a role in administrative matters.

Second, the anti-Japanese movements decreased after the annexation. While some critics claimed that a powerful police system was not suitable for a "peaceful" Korea, the colonial police did not share their optimistic view. Instead, the police frequently intervened in religious and educational matters in order to prevent the recurrence of an independence movement.

During World War I, gendarmes and police remained cautious, for the Russian Revolution and the principle of self-determination elucidated by Wilson in his 14 points were not political movements whose ideology was conducive to the continuation of Japanese colonial rule. But the police officials failed to notice the extreme poverty of Korean populace and, as a result, they didn't find any need to strengthen the police force. It was not until the March First Movement that they recognized the inadequacy of police power in community control.